

9/14 日福

安保法の今

PKO初の武器使用も

安倍政権が他国を武力で守る集団的自衛権の行使容認を柱にした安全保障関連法を成立させてから、十九日で一年になる。違憲の疑いを抱えたまま今年三月に施行され、八月から法に基づき自衛隊の訓練が始まった。動き出した安保法の「今」を五回にわたり考える。

安保法は集団的自衛権の行使のほかに、さまざまな面で自衛隊の海外での活動範囲を広げた。武器を使う

基礎を緩和した国連平和維持活動(PKO)も、その一つ。最初に自衛隊任務に加わる可能性が高い。自衛隊は世界各地でPKOに従事してきたが、これまで警告を含め発砲したこととは一度もない。武器使用は身を守ることに限定し、「インフラ整備など」武器を使わない活動に徹してきたからだ。

安保法では、離れた場所にいる非政府組織(NGO)関係者が武装集団に襲われた場合、救出に向か

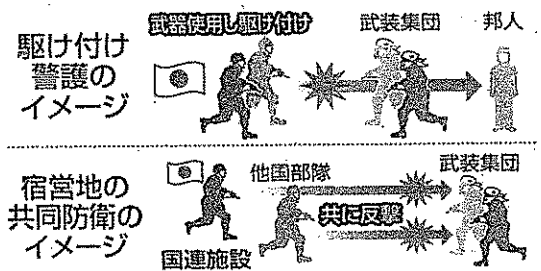
安保法の内容

PKOと武器使用の拡大

- 「邦人救出」の新設
- 「平時の米艦防護」新設
- 他国軍の戦闘への支援拡大
- 集団的自衛権の行使容認

「駆け付け警護」や、検問などで治安を維持する「安全確保業務」を解禁。任務実行のための武器使用も可能にした。複数国の

宿営地が入る国連施設などを他国軍とともに守る「宿営地の共同防衛」も認められた。政府が駆け付け警護などの任務や武器使用を認めなかったのは、国や「国に準じる組織」と戦闘になれば、憲法九条が禁じる武力行使につながる恐れがあると解釈してきたから。だが、安保法では見解を変更し、PKO参加の条件にしている紛争当事者間の停戦や受け入れ同意の「五原則」の下にあるなら、国や



「国に準じる組織」と戦闘になる可能性はなく、武器を使っても武力行使には当たらないと位置づけた。稲田朋美防衛相は八月二

十四日、新任務の訓練を始めること宣言。南スーダンのPKOに派遣している部隊が十一月に交代する際、道路補修などの施設整備に加え、駆け付け警護と宿営地の共同防衛の任務を付与することを検討している。だが、自衛隊が駐留する南スーダンの首都ジュバでは七月、対立する大統領派と副大統領派が武力衝突。市街地を戦車が行き交い、ヘリからの攻撃も行われ、死者は二百七十人を超えた。日本政府はPKO五原則は維持され、紛争当事者間の停戦合意は成立している。

この立場だが、実態は日本政府の説明とかけ離れている。自衛隊に駆け付け警護の任務を加えるなら、迫撃砲や対戦車砲を持つ武装勢力と遭遇することも想定しなければならぬ。政府は国民に十分な説明をしているとはいえない。訓練の内容も明らかにしていない。自衛隊幹部は「駆け付け警護は、銃を見せたら逃げていく程度の暴徒しか想定していない」と指摘するが、武器を使う前提の任務である以上、隊員に犠牲が出る恐れや市民に銃を向ける危険性をばらんでい

(横山大輔)